

文京区分譲マンション管理個別相談事業実施要綱

24文都地第540号平成24年12月18日区長決定
2021文都住第902号令和4年3月31日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）にあるマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）の管理に関する相談を行うことにより、マンションの良好な維持管理の推進を図り、もって住環境の保全及び向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）で使用する用語の例による。

(対象)

第3条 相談の対象（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内にあるマンションの管理組合の管理者等
- (2) 前号のマンションの区分所有者及び居住者
- (3) その他区長が認める者

(相談員及びその業務)

第4条 区は、前条の対象者からマンションに係る相談を受けるための相談員を置く。

2 相談員は、マンション管理士の資格を有するものとする。この場合において、当該マンション管理士は、区が相談業務について委託契約を締結した団体に属する者とする。

3 相談員は、次に掲げる事項について相談を受ける。ただし、マンションの調査、診断、工事などの受注、業者の紹介、居住者間の紛争解決及び権利調整については、相談を受けない。

- (1) 管理組合の運営に関する事。
- (2) 管理組合の財務に関する事。
- (3) 管理組合の契約に関する事。
- (4) マンションの建築・設備に関する事。
- (5) マンションにおける日常生活上のルールに関する事。
- (6) マンションの防災対策に関する事。
- (7) その他区長が必要と認めた事項

4 相談員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者に対して、誠実かつ公正に接すること。
- (2) 相談時において、営利となる活動を行わないこと。
- (3) 相談によって、その職務上知り得た秘密を漏らさないこと。相談員でなくなった後も同様とする。

(相談日及び時間)

第5条 相談の日時は、文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く午前9時から午後5時までとする。

2 1回当たりの相談時間は、1時間以内とする。

(相談の申込み)

第6条 相談を希望する者は、原則として、相談を希望する日の14日前までに、書面により

区長へ申込みこととする。

(利用制限)

第7条 相談の回数は、同一年度内で同一人に対し2回を限度とする。

(報告)

第8条 相談員は、相談業務終了後に、書面により区長へ業務の状況を報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。